

八 その他容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する重要事項

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する重要事項
たつて、容器包装の原料採取、製造、流通、消費、廃棄、分別収集、再商品化等の全段階における環境への負荷の評価(ライフ・サイクル・アセスメント(LCA))の手法について、国は、諸外国との連携協力を踏まえつつ、調査研究を進めLCA手法の確立を図るよう努め、情報提供を実施するとともに、当該手法を活用した再商品化手法等に関する技術的見地からの評価及び検討を実施することとする。また、事業者は、各段階における環境への負荷が低減されるよう、各段階における環境への負荷を視野に入れた製品開発、消費者への情報提供等への活用を図る必要がある。

国は、容器包装廃棄物の減量及び容器包装に係る資源の有効利用を図るために再商品化に要する費用を商品の価格に適正に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、法の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解及び協力を得ること等に努めなければならない。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第十一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号) 第十一号 第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率 平成八年十二月 大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第七号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

- 財務大臣 尾身 幸次
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
農林水産大臣 松岡 利勝
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号) 第十一号 第三項の規定に基づき、以下「規則」という。第四号第一号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九三」を「一〇〇分の九四」に改め、同表規則第四号第二号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の七九」を「一〇〇分の七五」に改め、同表規則第四号第三号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八八」を「一〇〇分の八九」に改め、同表規則第四号第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九六」を「一〇〇分の九八」に改め、同表規則第四号第六号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九五」を「一〇〇分の九七」に改める。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第十二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号) 第十一号 第三項の規定に基づき、再商品化義務総量(平成八年十二月 大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第八号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

- 財務大臣 尾身 幸次
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
農林水産大臣 松岡 利勝
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号) 第十一号 第三項の規定に基づき、以下「規則」という。第四号第一号に規定する分別基準適合物の項中「二、三、四、五、六、七、八、九、一〇」を「一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇」に改め、同表規則第四号第二号に規定する分別基準適合物の項中「一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇」を「一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇」に改め、同表規則第四号第三号に規定する分別基準適合物の項中「一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇」を「一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇」に改め、同表規則第四号第四号に規定する分別基準適合物の項中「一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇」を「一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇」に改め、同表規則第四号第五号に規定する分別基準適合物の項中「一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇」を「一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇」に改め、同表規則第四号第六号に規定する分別基準適合物の項中「一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇」を「一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇」に改める。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第十三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号) 第十一号 第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号) 第十一号 第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率(平成八年十二月 大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第三号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

- 財務大臣 尾身 幸次
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
農林水産大臣 松岡 利勝
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

表規則第四号第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八五・八一」を「一〇〇分の八七・一三」に改め、同表規則第四号第六号に規定する分別基準適合物の項中「二〇〇分の九二・七〇」を「二〇〇分の九一・六九」に改める。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第十四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号) 第十一号 第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号) 第十一号 第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率(平成八年十二月 大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第四号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

Table with 5 rows and 1 column: 一〇〇分の五〇・八四, 一〇〇分の一九・二四, 一〇〇分の一・一九, 一〇〇分の一・八八, 一〇〇分の〇・六五

Table with 5 rows and 1 column: 一〇〇分の四九・一四, 一〇〇分の一・四二, 一〇〇分の一・〇〇, 一〇〇分の一・〇四, 一〇〇分の〇・二七

- 財務大臣 尾身 幸次
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
農林水産大臣 松岡 利勝
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

表中

一〇〇分の三二・六八
一〇〇分の二二・二二
一〇〇分の四五・九〇
一〇〇分の〇・一一
一〇〇分の〇・四七
一〇〇分の六・七六
一〇〇分の一七・四一
一〇〇分の七二・六六
一〇〇分の一・〇六
一〇〇分の一・二七
一〇〇分の〇・八四
一〇〇分の三六・〇五
一〇〇分の三・〇五
一〇〇分の一・五四
一〇〇分の一・五四
一〇〇分の五・五四
一〇〇分の三・七四
一〇〇分の三・八四
一〇〇分の一四・〇四
一〇〇分の三一・二〇
一〇〇分の三・五九
一〇〇分の九二・四八
一〇〇分の三・九三
一〇〇分の四六・〇〇
一〇〇分の三・〇二
一〇〇分の〇・四一
一〇〇分の四・三五
一〇〇分の一・六三
一〇〇分の五・二六
一〇〇分の一・二七
一〇〇分の一〇・〇六

を

一〇〇分の三三・一四
一〇〇分の一四・八〇
一〇〇分の四五・九八
一〇〇分の〇・一六
一〇〇分の〇・三五
一〇〇分の四・九五
一〇〇分の一・六八
一〇〇分の七一・六八
一〇〇分の〇・四三
一〇〇分の〇・九六
一〇〇分の〇・三〇
一〇〇分の三九・七六
一〇〇分の四・六七
一〇〇分の一・七二
一〇〇分の五・八一
一〇〇分の三・五五
一〇〇分の一・九四
一〇〇分の一・二八
一〇〇分の一・二七
一〇〇分の三・一八
一〇〇分の九三・七七
一〇〇分の三・〇五
一〇〇分の四九・九九
一〇〇分の四・五四
一〇〇分の〇・三八
一〇〇分の一・二一
一〇〇分の一・四六
一〇〇分の一・三五
一〇〇分の一・六九
一〇〇分の一・三三

に改める。

表中

一〇〇分の九四・三四
一〇〇分の九三・二五
一〇〇分の九三・二六
一〇〇分の九九・三〇
一〇〇分の九八・七九
一〇〇分の九八・七九
一〇〇分の九九・三三
一〇〇分の九八・〇七
一〇〇分の八七・六八
一〇〇分の九五・九〇
一〇〇分の九五・〇九
一〇〇分の九七・九一
一〇〇分の九九・九三
一〇〇分の九七・一一
一〇〇分の九一・〇二
一〇〇分の九五・〇五
一〇〇分の九九・四三
一〇〇分の九九・二九
一〇〇分の九九・七三
一〇〇分の九五・八一
一〇〇分の一・一三
一〇〇分の一・〇三
一〇〇分の一・六五

を

一〇〇分の九四・七〇
一〇〇分の九二・五六
一〇〇分の九四・三一
一〇〇分の九九・五三
一〇〇分の九八・九四
一〇〇分の九九・一八
一〇〇分の九八・八五
一〇〇分の八九・五九
一〇〇分の九四・九三
一〇〇分の九五・五九
一〇〇分の九七・五四
一〇〇分の九九・九九
一〇〇分の九七・二六
一〇〇分の八六・七七
一〇〇分の九六・一七
一〇〇分の九九・三九
一〇〇分の九九・二二
一〇〇分の九九・八五
一〇〇分の九六・三五
一〇〇分の一・〇八
一〇〇分の一・〇六
一〇〇分の一・三五

に改める。

○財務省、厚生労働省、  
 ○農林水産省、  
 環境省、  
 経済産業省、  
 告示第十五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一  
 条第二項第二号ロの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一  
 条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率（平成八年十二月農林水産省、厚生労働省、告示第  
 五号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。  
 平成十八年十二月一日

財務大臣 尾身 幸次  
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
 農林水産大臣 松岡 利勝  
 経済産業大臣 甘利 明  
 環境大臣 若林 正俊

一〇〇分の九九・五〇
一〇〇分の九八・八一
一〇〇分の九九・二五
一〇〇分の九九・一一
一〇〇分の八八・一五
一〇〇分の八三・五四
一〇〇分の九一・一〇
一〇〇分の九七・四〇
一〇〇分の九六・五二
一〇〇分の九八・六九
一〇〇分の八八・三五
一〇〇分の九八・九六
一〇〇分の九四・一五
一〇〇分の九九・二七
一〇〇分の九八・九〇

一〇〇分の九九・四四
一〇〇分の九九・〇八
一〇〇分の九八・九八
一〇〇分の九九・三六
一〇〇分の八九・八二
一〇〇分の八四・一二
一〇〇分の九二・四一
一〇〇分の九五・八三
一〇〇分の九六・一九
一〇〇分の九九・〇一
一〇〇分の九〇・三二
一〇〇分の九八・七九
一〇〇分の九五・一九
一〇〇分の九九・一六
一〇〇分の九九・〇五

○農林水産省、厚生労働省、  
環境省、経済産業省、告示第十六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一條第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

財務大臣 尾身 幸次  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
農林水産大臣 松岡 利勝  
経済産業大臣 甘利 明  
環境大臣 若林 正俊

三〇一、五七一
一一三、二四二
一五〇、七八二
六、七〇七
一四、八六二
三、六二〇
二八、七一一

二七六、六一六
一一〇、二五七
一四七、〇七二
五、八二二
一一、四四二
一、五一六
一九、一一六

表中

一二〇、一三四
四三、七二九
一七三、九三〇
七三一
一、八一〇
一一、二六三
三〇、四三三
一二七、七二四
一、五九五
二、七〇九
一、三五二
二八八、七五四
二四、二二三
一九、六七八
四四、五七四
三〇、三四六
三一、三一〇
一一三、九一八
二五二、七五六
一四、〇八六
三七〇、七〇〇
一五、三六六
四五八、八〇三
二九、八五三
四、〇九四
四二、八五二
二六、二七四
五二、九一〇
二八三、八六〇
一〇一、七八四

を

一一三、八六一
四九、六三七
一五八、四〇四
一、〇四一
一、一九九
九、一一七
三九、七五二
一三二、八八九
八〇二
一、七八八
五四六
二七九、八〇七
三二、三七九
一九、六八五
四〇、八六二
二四、九五八
二〇、六九六
八六、五五二
一九九、一七五
一四、四三四
四二四、一三九
一三、八二六
四四六、三九一
四〇、二五八
三、四五六
四六、四三三
二二、一三七
三九、一二五
二三〇、五六九
六六、四三一

に改める。

○財務省、厚生労働省、  
○農林水産省、経済産業省、告示第十七号  
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十三条  
第二項第三号の規定に基づき、平成十一年十二月農林水産省、厚生労働省、告示第十九号（容器包装  
に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定め  
る量を定める件）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

財務大臣 尾身 幸次  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
農林水産大臣 松岡 利勝  
経済産業大臣 甘利 明  
環境大臣 若林 正俊

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚  
商産省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一九五、  
七五八」を「一七二、三六六」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「一  
〇二、二一九」を「一〇五、〇一八」に改める。

○経済産業省  
○環境省 告示第八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十二条  
第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二  
条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年十二月厚生労働省告示第三号）の一部を  
次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

経済産業大臣 甘利 明  
環境大臣 若林 正俊

三五七、五五九
一三二、六二二
一八一、六八八
九、二二六
一一、八〇二
一、六七〇
四三、五八六
一九三、四五五
八五、五四七

三一五、〇一〇
一三八、五一七
一七九、〇三六
七、九五二
一一、〇一五
一、〇四九
二八、九九九
一八七、九六三
一〇三、五五一

表中

二五七、九二六
九一八
一、八四三
一一、九二二
三〇、八四一
一四九、〇三三
三、一四五
一、八四一
二五八
三八五、二八〇
五三、九六〇
二六、二〇六
五六、二八四
三八、七三三
二五、五七三
一六〇、二七四
五五六、四九〇
一六、一〇五
四四三、一四四
一八、五五八
六四九、二二三
七、二〇八
七、二三一
六九、三〇三
五七、二五八
七〇、四三八
二五五、九七〇
二六〇、一八三

を

二二七、二〇七
一、三四〇
三一九
九、九二一
四二、七三八
一五〇、六〇八
一、二三九
二、〇四八
八八
三二八、七一一
四五、三七〇
一九、五三八
四三、九三五
三三、七二八
一九、八二七
一二七、八三〇
三七四、七四七
一五、八八六
五〇四、八二九
一七、六四九
五〇一、四四七
七、八五八
四、八二八
五一、八三五
四一、五二四
五四、一九六
二二七、四五一
二二一、六一九

に改める。